

社会福祉法人むすびの会

役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人むすびの会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- （1）常勤役員等（原則として週4日以上当法人へ出勤する役員等）については、報酬及び賞与を支給することとし、退職手当は支給しない。
- （2）非常勤役員等（常勤役員等以外の役員等）については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

（役員の報酬等の総額）

第3条 当法人定款第21条に規定する評議員会において別に定める総額は6,000,000円とする。

（常勤役員等の報酬等の算定方法）

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）報酬については、別表1に定める額
- （2）賞与については、別表1－2に定める額
- （3）常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費及び報酬を支給する。

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）諸会議に出席したときの報酬については、別表2に定める額
 - （2）諸会議開催日以外の日において、非常勤役員等が職務を遂行したときの報酬については、別表3に定める額
 - （3）非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費及び報酬を支給する。
- 2 諸会議開催日に非常勤役員等が職務を遂行したときの報酬については、別表2に定める額のみを支給する。

（当法人職員給与との併給）

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）理事長を兼務する職員については職員給与に加えて第4条に規定する理事長報酬を支給すること

とし、別表 1 及び別表 1－2 に定める額を支給する。

ただし、第 2 条に規定する常勤役員等の定義に該当する場合に限るものとし、理事長としての勤務日時等は記録する。

(2) 理事を兼務する職員が諸会議に出席したときの報酬については、別表 2 に定める額

なお、テレビ会議等での参加は出席として別表 2 に定める額を支給する。

(3) 理事を兼務する職員が諸会議開催日以外の日において、役員等として職務を遂行したときの報酬については、別表 3 に定める額

(4) 諸会議開催日に職務を遂行したときの報酬については、別表 2 に定める額のみを支給する。

(報酬等の支給方法)

第 7 条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月 7 日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、前営業日に繰り上げて支給する。

賞与の支給時期については、毎年 6 月及び 12 月とする。

2 旅費については、原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第 8 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項第二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 19 日（平成 28 年度に関する定時評議員会で承認された日）より施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 7 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、令和7年5月1日より施行する。

別表 1（常勤役員等の報酬）

役職名	役員報酬の額
理事長	月額 300,000円

別表 1－2（常勤役員等の賞与）

6月の賞与	役員報酬月額 × 1か月
12月の賞与	役員報酬月額 × 1か月

別表 2（役員等の報酬）

	日 額
評議員会への出席	8,000円
理事会への出席	8,000円
その他諸会議への出席	3,000円

※ 決議の省略を行ったため、評議員会等諸会議を現実に開催しなかった場合は支給しない。

別表 3（役員等の報酬）

	日 額
評議員業務報酬	8,000円
理事業務報酬	8,000円
監事監査指導報酬	8,000円
その他役員等としての業務報酬	3,000円